

(地 I 111)

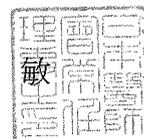
平成 27 年 7 月 9 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 范



看護師の特定行為に係る研修制度に関する
リーフレット（医療関係者向け）の周知について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、看護師の特定行為に係る研修制度は本年 10 月より施行されますが、今般、本研修制度について医療関係者の理解促進を図るため、厚生労働省においてリーフレット（医療関係者向け）が作成され、本会に対しても周知方依頼がありました。

本リーフレットにつきましては、厚生労働省のホームページに掲載されているとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下郡市区医師会等への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。



事 務 連 絡
平成 27 年 7 月 3 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局看護課
看護サービス推進室

看護師の特定行為に係る研修制度に関するリーフレット（医療関係者向け）の
周知について（協力依頼）

看護師の特定行為に係る研修制度（以下「研修制度」という。）については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）において、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）の一部が改正され、平成 27 年 10 月 1 日から施行されます。

本研修制度は、看護師が手順書により行う特定行為を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことを目的としております。

今般、本研修制度について医療関係者の理解促進を図るため、別添の通りリーフレットを作成いたしました。つきましては、貴管下の関係者各位へ周知いただくなど、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

（別添）

- ・リーフレット

『特定行為に関する看護師の研修制度が始まります』（医療関係者の皆さまへ）

（参考）

- ・リーフレット掲載先

厚生労働省ウェブサイト URL:

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000089838.html>

<問合せ先>

厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室

穴見、藤原

TEL : 03-5253-1111 (内 4173)



特定行為研修ってどういうもの？

研修を実施する機関

特定行為研修は、厚生労働大臣が指定する指定研修機関で行います。

研修の内容

研修は、全てに共通して学ぶ「共通科目」と特定行為区分ごとに学ぶ「区分別科目」に分かれています。研修は、講義、演習又は実習によって行われます。

修了証の交付

特定行為研修修了後には、指定研修機関より修了証が交付されます。指定研修機関は、研修修了者の名簿を厚生労働省に報告します。

共通科目

全ての特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための研修

共通科目の合計時間数：315時間

共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学	45
臨床推論	45
フィジカルアセスメント	45
臨床薬理学	45
疾病・臨床病態概論	60
医療安全学	30
特定行為実践	45
合計	315

区分別科目

特定行為区分ごとに必要とされる能力を身につけるための研修

区分ごとに設定された時間数：15～72時間

(例) 特定行為区分	時間数
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	22
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	21
創傷管理関連	72
創部ドレーン管理関連	15
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	36
感染に係る薬剤投与関連	63



どこで研修が受けられるの？

特定行為研修を行う指定研修機関は、厚生労働省のウェブサイトに掲載されています。

<指定研修機関一覧>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087753.html>



特定行為を適切に行うために

本制度は、従来の「診療の補助」の範囲を変更するものではありません。

これまで通り、看護師は、医師・歯科医師の指示で、特定行為に相当する診療の補助を行うことができますが、医療機関の皆さまには、特定行為を適切に行うことができるように、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」(平成4年法律第86号)第5条の規定に基づき、看護師が自ら研修を受ける機会を確保できるように配慮をしていただきたいと思います。

また、看護師は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第28条の2及び「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第6条の規定に基づき、その能力の開発及び向上に努めていただきたいと思います。



特定行為に係る看護師の研修制度

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>

医療関係者の皆さまへ

特定行為に関する 看護師の研修制度が 始まります

平成27年
10月1日から



©MINEKO UEDA

1 見える

医師・歯科医師があらかじめ作成した「手順書」に基づき、看護師が行う「特定行為(診療の補助)」が明確になりました。

2 身につく

研修により、今後の医療を支える高度かつ専門的な知識と技能を身につけた看護師が育成されます。

3 見極める

研修を修了した看護師が患者さんの状態を見極めることで、タイムリーな対応が可能になります。また、「治療」「生活」の両面から、患者さんを支えます。





未来の医療を支える研修制度

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、今後の医療を支えるために保健師助産師看護師法の一部改正によって、平成27年10月1日から手順書により特定行為を行う看護師に対し、「特定行為研修」の受講が義務づけられました。



10万人以上の養成を目指します

新たな研修制度は、看護師が手順書により行う特定行為を標準化することで、今後の急性期医療から在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成することを目的としており、多くの看護師に受講していただきたいと考えています。

▶ 研修を受けるとこのようになります 特定行為の実施の流れ (脱水を繰り返すAさんの例)

研修受講前

医師

Aさんを診察後、脱水症状があれば連絡するよう看護師に指示。

看護師

Aさんを観察し、脱水の可能性を疑う。

看護師

医師にAさんの状態を報告。

医師

医師から看護師に点滴を実施するよう指示。

看護師

点滴を実施。

看護師

医師に結果を報告。



特定行為

研修受講後

医師

Aさんを診察後、手順書により脱水症状があれば点滴を実施するよう看護師に指示。

看護師

Aさんを観察し、脱水の可能性を疑う。

手順書に示された

病状の範囲内

手順書によりタイムリーに

点滴を実施

医師に結果を報告

病状の範囲外 ▶ 医師に報告。

手順書って何？

- 手順書は、医師・歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるために、その指示として作成する文書または電磁的記録のことです。
- 医師・歯科医師は手順書を適用する際に、患者さんと看護師を特定します。
- 各医療現場の判断で、具体的内容を追加することもできます。

診療の補助である「特定行為」って何？

- 特定行為は、診療の補助であって、看護師が行う医療行為のうち、手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力、高度かつ専門的な知識・技能が特に必要とされるものとして定められた38の行為です。
- 38の特定行為は、21の特定行為区分に整理されており、特定行為区分を最小単位として研修が行われます。

「直接動脈穿刺による採血」に係る手順書のイメージ

事項	具体的な内容
当該手順書に係る特定行為の対象となる患者	呼吸状態の変化に伴い迅速な対応が必要になりうる患者
看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲	以下のいずれかが当てはまる場合 呼吸状態の悪化が認められる (SpO ₂ 、呼吸回数、血圧、脈拍等) 意識レベルの低下 (GCS○点以下又は JCS○桁以上) が認められる
診療の補助の内容	病状の範囲に合致する場合は、直接動脈穿刺による採血を実施
特定行為を行うときに確認すべき事項	穿刺部位の拍動がしっかり触れ、血腫がない
医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制	1. 平日勤務 担当医師又は歯科医師に連絡する 2. 休日・夜勤等 当直医師又は歯科医師に連絡する
特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法	手順書による指示を行った医師又は歯科医師に採血の結果と呼吸状態を報告する (結果が出たら速やかに報告)

※ 特定行為以外の医行為と同様に、特定行為を行うときには、「医師・歯科医師が医行為を直接実施するか」「どのような指示により看護師に診療の補助を行わせるか」の判断は、患者さんの病状や看護師の能力を勘案し、医師・歯科医師が行います。

特定行為区分	特定行為
呼吸器 (気道確保に係るもの) 実施 呼吸器 (人工呼吸器法に係るもの) 関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整 換気筒の固定の調整 非換気筒固定の調整 人工呼吸管理がなされている者に対する経鼻管の投与量の調整 人工呼吸器からの調整
呼吸器 (長呼吸器法に係るもの) 関連 循環器関連	気管カニューレの交換 一時的ペースメーカーの操作及び管理 一時的ペースメーカーの除去 経皮的心臓補助装置の操作及び管理 大動脈内バルーンポンピングからの離脱を行うときの補助の調整の調整
心臓ドレーン管理関連 肺動脈ドレーン管理関連 脳脊髄液ドレーン管理関連 ろう乳管理関連	心臓ドレーンの抜去 底圧調整内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更 肺動脈ドレーンの抜去 脳脊髄液ドレーンの抜去 (脳室内に留置された注射針の抜去を含む) 閉るうカテーテル若しくは閉るうカテーテル又は閉るうカテーテルの交換 閉るうカテーテルの交換
栄養に係るカテーテル管理 (中心静脈カテーテル管理) 関連 栄養に係るカテーテル管理 (非中心静脈カテーテル管理) 関連 創傷管理関連	中心静脈カテーテルの抜去 末梢置留型中心静脈注射用カテーテルの挿入 褥瘡又は慢性創傷の処置における血腫のない壊死組織の除去 創傷に対する圧閉塞療法
創部ドレーン管理関連 動脈血ガス分析関連 透析管理関連	創部ドレーンの抜去 直接動脈穿刺法による採血 携帶動脈ラインの確保 急性血液浄化療法における血液透析器又は血液濾過装置の操作及び管理 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 脱水症状に対する輸液による補正
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 感染に係る薬剤投与関連 血糖コントロールに係る薬剤投与関連 術後疼痛管理関連	感染徴候がある者に対する薬剤の調整の調整 インスリンの投与量の調整 破綻カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整 持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロロールの投与量の調整 持続点滴中の麻酔剤の投与量の調整 持続点滴中の造影剤又は造影剤の投与量の調整 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連 皮膚科に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の調整の投与 抗精神薬の調整の投与 抗不安薬の調整の投与 抗痙攣剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド剤の局所注射及び投与量の調整